

宮城県高等看護学校細則

昭和44年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 宮城県高等看護学校学則(昭和44年宮城県規則第6号。以下「学則」という。)の施行については、別の定めるもののほかこの細則に定めるところによる。

(休業日)

第2条 季節休業日については、毎年次の範囲で校長が定める期間とする。

- (1) 夏季休業日は7月下旬から9月上旬において 4週間
- (2) 冬季休業日は12月下旬から翌年1月上旬において 3週間
- (3) 春季休業日は3月中旬から4月上旬において 3週間

(実習施設)

第3条 学則第9条に規定する授業科目のうち主なる実習は、東北公済病院、仙台赤十字病院、県立がんセンター及び県立精神医療センター等において行う。

2 実習については別に「実習要綱」を定める。

(入学試験)

第4条 入学試験の実施については、別に「入学試験実施要領」を定める。

(入学試験委員)

第5条 校長は、入学試験を行うため毎年度入学試験委員を委嘱することができる。

(入学志願者の提出書類)

第6条 学則第11条に規定する提出書類のうち、その様式は次のとおりとする。

- (1) 履歴書 校長が別に定める様式
- (2) 内申書 准看護師学校養成所の長が定める様式
- (3) 写 真 脱帽、上半身、最近3か月以内に撮影したもので、大きさは縦6.0センチ×横4.5センチのものとする。

(合格通知)

第7条 校長は、入学試験の合格者に対しその旨を通知するものとする。

2 前項の通知には、入学日の指定及び誓約書の提出期日その他所要の指示をすることができる。

(試験)

第8条 学科試験は、各授業科目の授業が終了した後に行う。ただし、臨時に行うことがある。

- 2 試験実施中に不正行為が認められた場合は、その科目は評価できない。
- 3 試験の細部については別に「試験実施要領」を定める。

(成績の評価)

第9条 試験の成績評価は次のとおりとする。

80点以上をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC。

(他の学校等における授業科目の履修)

第10条 他の学校等における授業科目の履修については、別に「他の学校等における授業科目の履修単位認定要領」を定める。

(卒業)

第11条 学則第17条に基づき卒業の認定基準は次のとおりとする。

- 2 卒業を認定するにあたり、原則として全授業科目を修了しなければならない。
- 3 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めない。
- 4 修了すべき授業科目の単位を認定されない者については、認定されない科目の試験を受け、単位を修得しなければならない。

(褒賞)

第12条 学則第21条に基づき褒賞の基準は次のとおりとする。

- 2 学業成績優秀者とは科目の総合平均点が90点以上、なおかつ善行等で、他の学生の模範となる者とする。

(健康管理)

第13条 校長は、学生について毎年1回以上健康診断を行う。

- 2 校長は、学生の日常の健康管理をするために別に「健康管理要領」を定める。

(図書の間覧)

第14条 校長は、学校図書室の運営管理及び利用について別に「図書室規定」を定める。

(学生の心得)

第15条 校長は、学生生活について日常遵守すべき事項について別に「学生の心得」を定める。

(学生の校舎使用)

第16条 学生が学校の施設及び器具等を使用するときは、校長の承認を得なければならない。

(学生の自治会等)

第17条 学生が自治会等の団体を組織しようとするときは、校長に届けなければならない。

附 則 この細則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 この細則の一部改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 この細則の一部改正は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 この細則の一部改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 この細則の一部改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 この細則の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この細則の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この細則の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この細則の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この細則の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

この細則の一部改正前に入学した学生に係る授業科目、授業時間数及び卒業の認定については、改正後の細則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。